

第4節 診断穿刺・検体採取料

算定方法	告示	<p><b>D409-2</b> <b>センチネルリンパ節生検(片側)</b></p> <p>1 併用法 <span style="float: right;"><b>5,000点</b></span> 2 単独法 <span style="float: right;"><b>3,000点</b></span></p>
	通知	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、<b>1については放射性同位元素及び色素</b>を用いて行った場合に、<b>2については放射性同位元素又は色素</b>を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</p> <p>(1) 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係る手術を予定している場合のみ算定する。</p> <p>(2) センチネルリンパ節生検を乳房悪性腫瘍手術と同一日に行う場合は、区分番号「K476」乳腺悪性腫瘍手術の注1又は注2で算定する。</p> <p>(3) センチネルリンパ節生検に伴う放射性同位元素の薬剤料は、区分番号「D500」薬剤として算定する。</p> <p>(4) 放射性同位元素の検出に要する費用は、区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態)(一連につき)により算定する。</p> <p>(5) 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部病理診断の所定点数を算定する。</p>

第5 検査

施設基準	告示	<p><b>14 センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準</b></p> <p>(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。 (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>
	通知	<p><b>第29の3 センチネルリンパ節生検(片側)</b></p> <p><b>1 センチネルリンパ節生検(片側)に関する施設基準</b></p> <p>(1) 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、<b>術者として5症例以上</b>経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において<b>常勤の医師が2名以上</b>配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p><b>2 届出に関する事項</b></p> <p>(1) センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準に係る届出は、別添2の<b>様式31の3</b>及び<b>様式52</b>を用いること。</p> <p>(2) 乳腺外科又は外科及び放射線科を担当する医師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従、専従・非専任の別)及び勤務時間を、別添2の<b>様式4</b>を用いて提出すること。</p>